

令和元年度 事業計画

・基本事業

平成31年度の事業計画は、引き続き会員診療所経営の安定化を第一とした会務運営を基本とし、平成28年度に設置された「事業・財政・規則検討特別委員会答申書」に基づく機構改革推進臨時委員会に基づき、必要に応じた事業の見直しを図ることとする。

また、一般社団法人として公益目的事業の円滑な推進を図ると共に、会館の補修、維持等に向けた検討を行うと共に、会館問題を含めた財政面のスリム化に向け、対応策を検討することを主眼において立案する。

1. 福岡県歯科口腔保健の推進に関する条例と福岡県歯科口腔保健推進計画の推進

平成31年度の県歯会事業は、前年度に引き続き「福岡県歯科口腔保健の推進に関する条例」の各施策の達成を目指したものを基本とし、平成30年に見直しが行われた「福岡県歯科口腔保健推進計画」に示される各施策の具体的な推進を図るため、県行政との連絡調整を図ると共に、市町村での歯科保健事業等に対する郡市区会の対応等を検討する。

更に、平成26年度に制定された医療介護総合確保推進法における新基金での事業に対応すると共に、福岡県地域医療構想策定会議に基づく今後の地域医療構想、並びに地域包括ケアの確立に向けた郡市区会の対応等についても、引き続き検討する。

イ. フッ化物の応用

平成30年度まで県行政で実施されてきた学童期むし歯予防推進事業のモデルとなった小学校におけるフッ化物洗口の実施について、県行政と調整のうえ、継続的な実施体制の確立を目指すと共に、市町村教育委員会、福岡県学校歯科医会との連絡調整を密にすることにより、更なる実施地区の拡充を目指す。

ロ. 地域医療連携体制の整備

昨年度に引き続き、介護施設や医療施設における口腔機能回復支援への対応や、がん患者の合併症の軽減等を目的としたがん診療連携拠点病院との連携を深め、がん患者の歯科治療・口腔ケアを推進すると共に、福岡県医師会をはじめとした多職種団体との連携強化を図るため、ICTを活用した地域歯科医療ネットワークシステム（福岡うぐいすネット）の会員間での更なる拡充を目指す。

ハ. 後期高齢者歯科健診の推進

新たな健診制度として平成30年度に始まった後期高齢者歯科健診事業を推進することで、口腔機能低下や肺炎予防等のため、かかりつけ歯科医における定期的な管理の動機付けや、摂食嚥下機能の維持・向上並びに口腔ケアの推進を図る。

ニ. 対外広報の推進

平成31年度についても、平成30年度に実施した福岡ソフトバンクホークスとのコラボレーションによる県民啓発事業の結果を踏まえ、引き続き事業を継続すると共に、「いいな、いい歯。」検定事業の結果と共に、事業内容を検証し、更なる費用対効果が望めるような事業展開について検討する。また、一般向けホームページについては対外広報の中心でもあることから、掲載内容の更なる充実を図る。

2．組織・機構改革

昨年度は、「事業・財政・規則検討特別委員会答申書」に基づく機構改革推進臨時委員会の答申書を基に、将来に亘って持続可能な組織・機構の見直しの具体的な内容を立案のうえ実行し、一定の効果を得たが、今年度はその結果を検証すると共に、現状に即した更に新たな見直し案を会員に提示する。

3．会員種別等の見直し

現在、新法人移行時に定めた定款施行規則で謳われている会員種別に当てはまらないケースが生じていることや、終身会員に到達する前の年齢で継承者がいない等の問題から廃院せざるを得なくなり、退会を余儀なくされる会員が増えていること等から、会員種別並びに会費徴収区分の見直しについて検討を行う。

4．事務局体制見直しの検討

前期において検討された事務局の就業規程等の見直しに関する資料を基に、専門家の意見を踏まえた上で、事務局とも十分協議のうえ、時代に即した就業規程等の見直しを行い、優秀な人材の確保と財政状況を踏まえた持続可能な事務局体制を構築するための検討を行う。

5．歯科学術研修の推進

学術団体として、地域住民へ安全、安心で良質な歯科保健医療を提供するため、学会をはじめ各種の研修会を開催し、会員の知識と技術の向上を図る。また、超高齢社会における歯科医療の対応について、県行政が交付する地域医療介護総合確保基金の補助を得ることで、在宅を中心に安定した地域歯科医療を供給できる事業の実施と体制を整備する。

6．オーラルフレイルの周知

介護予防の新しい概念であるフレイルについて、口腔領域におけるオーラルフレイル予防の必要性について、歯科医療関係者共通の理解を得るための研修を実施する。また、オーラルフレイルの啓発と予防の重要性について、県民向けの体験型フォーラム等を開催し、「食べること」や「口腔機能の役割」、「オーラルフレイル」等について周知・啓発を図る。

7．社会保険制度への対応

平成30年度に実施された医療保険と介護保険の同時改定に基づき、かかりつけ歯科医の強化や在宅診療の拡充、新病名における請求等に対応できるように会員への支援を行う。また、介護保険請求についても、医療保険部と地域医療介護保険部との連携のもと、会員への指導を徹底する。

8．医療安全対策の推進

安心安全な歯科医療を地域住民に提供するために、医療安全対策の充実を図ると共に、会員診療所における医療事故等に対する危機管理の観点から、本年も県内の全ての歯科関係大学との連携を図り、万全な協力体制の構築を継続する。

9．災害時の歯科保健医療活動及び警察歯科活動

法歯学知識の高揚と研究に努め、公共の利益に役立たせると共に、福岡県警察等の諸活動に対して法歯学的立場から協力する。

また、大規模事故、事件及び地震災害等における歯科保健医療活動及び身元確認活動等について、医療団体として迅速な対応が図れるよう、会員のスキルアップを目的とした研修システムの構築を目指す。特に被災地における歯科保健医療活動に対応できる歯科災害コーディネーターの育成を目指す。

10．対内広報の推進

機関誌である歯界時報の更なる充実を図り、即時性と詳細性を兼ね合わせた、会員へ優しく思いやりのある広報活動を継続すると共に、県歯ホームページの会員向けページの充実を図る。更に、会員への周知を急ぐような情報については、メールマガジンを通じて、会員への迅速な伝達を行う。

11．歯科衛生士の安定的確保対策

歯科保健医療の確保及び充実のため、歯科衛生士の養成、管理運営を行うと共に、昨年同様、歯科衛生士の安定的確保のためのリカバリー事業等の継続と就労の推進を図る。また、慢性的な歯科衛生士不足の状況改善に向け、国が実施している地域医療介護総合確保基金等の活用について、引き続き県行政に働きかけていく。

12．収益事業の充実

昨年度に引き続き、収益事業で実施している会員を対象とした損害保険代理業及び生命保険募集業を更に推進し、各種保険の加入者増を目指した積極的な勧誘を図ることにより、郡市区会への交付金及び本会への繰入などの公益事業資金として活用する。また、会員が加入している保険内容の見直しや医院経営シミュレーション等の提供を行う「医療経営セミナー」を引き続き開催し、更なる会員の負担軽減を図り診療所経営の安定化の一助となるよう努力する。

13．福祉共済制度の見直し

平成30年6月30日開催の第161回代議員会において承認された慶弔見舞金制度における敬老祝金の支給規則の改正を実施することに伴い、福祉共済制度の更なる長期的な継続と本会財政面での負担軽減を図る。なお、運営面については、昨年度同様、保険会社へ一部移管することで、その安定した運営を堅持することにより会員の福祉共済の充実を図る。

14．未入会者の入会促進

平成26年度から開催している「郡市区入会勧奨担当者会」を継続して開催すると共に、次年度も総務部会員厚生専門部会を設置し、未入会者毎に担当者を置き、入会见込の可能性の高い未入会者に絞って個別に対応できるように、郡市区会の担当者と連携の基に、未入会者の入会促進に積極的に対応する。

15．男女共同参画における女性歯科医師の活躍促進

国が進める「女性活躍加速のための重点方針2018」に則し、役員並びに部室委員への女性会員の積極的な登用を行うことで、引き続き女性参画の拡大を目指すと共に、本会が主催する県学会及び各種講習会における託児所の設置について、引き続き対応する。また、県内の女性歯科医師の新規開業や勤務先の紹介、出産時の代診紹介などの相談に対応できる窓口の設置等についても検討を行う。

Ⅱ. 地域歯科医療の資の向上により、県民の健康増進及び社会貢献に資する事業

○ 総務部所管

1. 歯科医師会ブースの出展

九州デンタルショー（器材展示会）開催時に、福岡県歯科医師会ブースを出展し、歯科医療従事者からの歯科保健活動や歯科医業に関する各種相談を受け、歯科保健活動の必要性や適正な歯科医業の普及啓発を行う。

○ 学術部所管

1. 歯科医学・医術振興事業

最新の歯科医学・医術を普及させることにより、安全で安心な歯科医療を県民に提供することを目的として、学会・セミナー等を開催する。

(1) 福岡県歯科医学会

近代歯科医学の研鑽と会員に対する啓発を目的として学会を開催する。

(2) 臨床研修セミナー

実践的知識と技術の向上を目的とした研修セミナーを、各部・室との連携を図り開催する。また、必要に応じデモ形式での講演及び実習を行う。

(3) 郡市区学術担当者会

郡市区歯科医師会の学術担当役員により、学術関係事業に対する意見の交換と研修を行い学術事業の策定に資する。

(4) 九州デンタルショー及び研修会

歯科用品商組合と共催でデンタルショーを開催し、本会の事業及び活動を広く理解してもらえるよう、各部・室との連携を取りながら、歯科用品商組合の協力のもと、九州デンタルショー会場において、研修会を開催する。

(5) 九州歯科医学大会

九州地区連合歯科医師会が主催で、九州各県の歯科医師会が輪番により研修会を毎年開催する。

(6) 九州各県学術担当者会

九州各県歯科医師会の学術担当役員と、患者のニーズや最新の歯科医術の動向などを検証し、各歯科医師会で開催する研修会及び九州歯科医学大会に反映できるよう協議を行う。

(7) スポーツ歯科に関する歯科学的研究

スポーツ基本法の施行に伴う、スポーツ歯科医学の普及、啓発を図るための情報収集、研究を行う。

(8) 学術記事の内容及び執筆者の検討（年6回掲載）

会員の学術研修に資するため、学術記事を選定し歯界時報に掲載する。

○ 医療管理部所管

1. 法歯学研鑽事業

大規模事故、大規模災害または犯罪による被害者支援を目的とする身元不明遺体の確認に必要な法歯学知識の研鑽を行う。

また、身元確認作業及び捜査協力など、県行政及び警察や海上保安部の諸活動に対し歯科医学的協力を行う。

(1) 身元確認研修会

歯牙鑑定による身元確認対応を行える会員を育成するとともに、警察・海上保安部等関係団体との連携を図る。

(2) 警察歯科医協議会

警察歯科医会体制の強化を図るため、警察・海上保安部並びに郡市区歯科医師会との意見の交換を行う。

○ 歯科医学・医術振興に関する研修会への助成事業

1. 各地区歯科医学会の運営費助成

2. 福岡県内で開催の日本歯科医学会学術専門分科会及び認定分科会等の運営費助成

3. 日本歯科医学会分科会費

Ⅲ. 医療管理体制の整備により、安心、安全な歯科医療の提供を図る事業

○ 医療管理部所管

1. 歯科医療管理普及事業

歯科診療所内における医療安全対策、危機管理対策、法的知識等の普及啓発を行い、安全、安心かつ安定した歯科医療の提供を推進する。

(1) 医療管理講習会

労務管理・税務・医療に係る安全管理・産業廃棄物等に関する講習会を行う。

(2) 郡市区医療管理担当者会

郡市区歯科医師会の医療管理担当役員と、労務管理・税務・医療に係る安全管理・産業廃棄物など医療管理関係事業に対する意見の交換と研修を行う。

(3) 九州各県医療管理担当者会

九州各県歯科医師会の医療管理担当役員と、法的知識や危機管理対策等の情報交換を行うとともに、診療所の健全な運営のため意見交換を行う。

(4) 他団体への協力支援

郡市区歯科医師会・歯科大学医療管理講習会への講師派遣

(5) 手引書の作成

- ① 労務管理手引書
- ② 医事法制手引書
- ③ 医療廃棄物処理手引書
- ④ 医療安全管理指針
- ⑤ 個人情報取り扱いに関するガイドライン

○ 医療安全対策部所管

1. 歯科医療安全対策事業

歯科治療における医療事故や医事紛争に関する講習会を開催し、治療上の過誤や患者と医療機関とのトラブルを未然に防ぐための知識の普及啓発を行うとともに、万が一、発生した場合に患者からの相談を受ける体制や補償等の医療安全対策を図る。

また、平成27年10月に施行された医療事故調査制度に関する情報収集を行うとともに、事故対応に協力する体制の整備を図る。

(1) 医療安全対策講習会

医療事故や医事紛争、医療安全対策に関する講習会を行う。

(2) 医療事故処理協力委員会（年3回開催）

医療事故防止及び医事紛争の円満解決のため、事例を基に今後の傾向と対策についての担当者会を開催し、顧問・嘱託弁護士より助言を受けることで更なる安全対策に努める。

(3) 九州各県歯科医療安全対策担当者会

九州各県歯科医師会の医療安全対策担当役員と、医療安全対策に関する意見の交換と研修を行う。

(4) 県内大学医療安全対策実務担当者との協議会の実施

福岡県内における歯科関係大学の医療安全対策実務担当者との協議会を2年に1度開催し、県内における医事紛争及び医療事故の情報提供を行うとともに、各大学との意見交換を行う。

(5) 他団体への協力支援

郡市区歯科医師会・歯科大学医療安全対策講習会への講師派遣

(6) 手引書の作成

- ① 医療事故防止・処理マニュアル
- ② 医事紛争対応マニュアル

(7) 歯科診療に関する相談窓口の設置、相談・苦情の処理

- ① 相談窓口の設置
- ② 相談・苦情の処理（医療事故処理協力委員会）

IV. 歯科口腔保健の推進により、公衆衛生の普及向上に資する事業

○ 本会事業

1. 歯科口腔保健普及啓発事業

県民に対する歯科保健知識及び歯周疾患予防の普及啓発等、生涯を通じた歯科保健対策として厚生労働省と日本歯科医師会が推進する「80歳になっても20本以上、自分の歯を保ちましょう」という働きかけの「8020（ハチマルニイマル）運動」を推進し、各種事業等を行っており、本県では県民の歯科保健知識の向上を図り、歯と口の健康を守るため各種啓発事業を開催する。

(1) 歯と口の健康週間事業の実施

郡市区歯科医師会を実施主体に、歯科保健の普及啓発事業を実施する。

- ① 「歯と口の健康週間」 6月4日(火)～10日(月)

(2) 「いいな、いい歯。」週間普及啓発事業の実施

11月7日、11月8日の週を「いいな、いい歯。」週間とし、郡市区歯科医師会の協力のもとに、歯科保健の普及啓発事業を実施する。

- ① 「いいな、いい歯。」週間 11月7日(木)～13日(水)

② 会員診療所啓発事業の実施

会員の診療所において啓発事業を実施する。

③ 郡市区歯科医師会啓発事業の実施

郡市区歯科医師会の特色を踏まえた啓発事業を実施する。

(3) 8020生涯を通じた歯科保健推進事業への助成事業

行政の補助により県下24郡市区歯科医師会が行う「いいな、いい歯。」週間事業に対し、本会にて実施内容や費用等の取り纏め、助成を行う。

(4) 健康づくり推進事業

- ① 四師会による県民を対象としたセミナーを福岡県メディカルセンターで健康づくり推進事業として実施する。

- ② 県行政の健康増進計画である「いきいき健康ふくおか21」に基づき、毎年開催される健康21世紀福岡県大会に対し支援を行う。

(5) 高齢者よい歯の表彰の実施

8020運動定着化と円滑な推進を図るため、高齢者よい歯の表彰の審査・表彰を行う。

(6) 公益財団法人 8020 推進財団賛助会費

公益財団法人 8020 推進財団の事業活動は、本会の目的を達成するうえでも非常に重要な手段であるが、本会では全国的かつ全身を対象としたデータ収集はできないことから、会費として支援を行う。

(7) 一般財団法人日本公衆衛生協会負担金

公衆衛生に関する調査研究、公衆衛生の知識の普及啓発等の事業を通じて、公衆衛生の向上を図り、健康で文化的な国民生活の建設に寄与する目的に対して支援し、学会等にて本会の公衆衛生事業を広く周知するとともに他団体の事業等を参考とし、本会での公衆衛生の普及啓発活動に役立てる。

(8) 公衆衛生啓発事業

公衆衛生に関するパネルの作製や貸出並びに公衆衛生に関するビデオの貸出を行い、歯科疾患の効果的な予防と早期治療の重要性を啓発するとともに、ホームページを活用して様々な情報を公開し、県民へ歯科疾患の予防をアピールする。

2. 歯科口腔保健医療推進確保事業

8020 運動推進のための体制づくりとして、母子歯科保健、要介護者、心身障がい者（児）等歯科医療を受けることが困難な県民を対象に歯科口腔保健を推進し、生涯健康な歯を保つための歯科保健医療提供体制の整備を図る。

(1) 母子歯科口腔保健推進事業

かかりつけ歯科医院の確立と口腔健康管理を実施するために、県からの補助を受け本会各事業の調整を図り、母子の保健福祉に寄与するとともに、県民を対象とした母子歯科保健体制を確立するための協議を行い、郡市区歯科医師会との協力を図る。

(2) 心身障がい者（児）歯科保健医療推進事業

心身障がい者（児）の歯科保健医療の確保を通して、口腔衛生の向上を図ることを目的とし、心身障がい者診療施設を設置することにより歯科医療を受けることが困難な県民に対し、医療体制の確保を図り、歯科医師、歯科衛生士による心身障がい者施設への歯科巡回診療及び要介護者への歯科保健医療事業を推進し、心身障がい者診療の固定施設を有する直方歯科医師会の協力のもとに安定した歯科医療が提供できるよう事業を委託し、本会にて取り纏めを行う。

(3) 歯科休日急患診療事業

日曜祝日の診療所休診時における急患診療体制を確保し、歯科保健医療の充実を図ることを目的として、県下 24 郡市区歯科医師会の協力のもと、各地区歯科医師会による休日急患診療所を設置し、本会にて診療日や場所、患者数等を取り纏めて事業の実施を行う。

(4) 地域歯科保健医療事業推進会議

県の補助事業、委託事業として郡市区歯科医師会が行う各種事業等に関し、郡市区歯科医師会は当年度の報告、県行政は次年度の補助事業、委託事業について説明を行い、本会は、関係医療機関と協議のうえ、必要な対策の検討と企画の調整を行う。

(5) 8020推進特別事業

① がん患者のための歯科医療連携推進事業

地域において、医科・介護等連携の窓口となる組織を設置し、多職種との連携体制を構築、口腔ケアをシステムティックに施行し、がん患者への在宅歯科医療を推進する。

(6) がん患者等医科歯科連携整備事業

① ICTを活用した地域歯科医療ネットワーク基盤整備事業

平成31年度は運用・周知を行い、より多くの会員が在宅医療の現場で活用できる情報ツールとすることで、地域包括医療の充実を図る。

(7) 訪問歯科診療推進整備事業

① 在宅歯科医療推進に係る拠点連携推進室整備事業

在宅医療推進のため、豊前築上、直方、福岡市、糸島、筑紫、浮羽、久留米、小倉、戸畑の9地区に「在宅歯科医療連携推進室」を設置し、訪問専門の歯科衛生士を配置し、地域の歯科医師の指示のもと、自宅や施設等で療養中の高齢者等に対する口腔管理を行うとともに、必要に応じ地域の在宅療養支援病院、在宅療養支援診療所、在宅療養支援歯科診療所、地域包括支援センター等との連携を図ることで在宅医療の推進を図る。

② 在宅歯科口腔機能等評価法構築事業

平成29年度から平成30年度に構築した評価票を用いて患者の包括的評価を行い、在宅支援機能の分類構築を行う。

③ 在宅歯科同行訪問研修事業

平成29年度から平成30年度を郡市区会の指導者養成期間とし、前年度に引き続き、平成31年度も各郡市区歯科医師会において在宅療養支援歯科診療所を中心に指導歯科医師による伝達研修を実施する。

(8) 認知症等対応力向上研修事業

国が示した認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）において、認知症の疑いがある人に早期に気づき、かかりつけ医等と連携して対応するとともに、認知症等患者の状況に応じた歯科治療・口腔管理を適切に行うための講習会を開催する。

(9) 歯科医療従事者の人材育成の支援

歯科衛生士、歯科助手の確保のため、各種助成を行う。

① 歯科衛生士会助成事業

福岡県歯科衛生士会の開催する口腔ケアや摂食・嚥下機能の基礎知識並びに歯周疾患など各種研修事業の実施に対する助成を行う。

② 在宅歯科衛生士活用助成事業

臨床から離れている潜在（未就職）歯科衛生士を対象とした研修会の開催を行い、歯科衛生士の現場復帰を目的とした事業を行っている福岡県歯科衛生士会へ事業の実施に対する助成を行う。

③ 歯科助手講習会助成事業

歯科医院での受付、器具の清掃や準備・手渡し、石膏などを練る作業、患者の介添えなど基本的な歯科知識の習得のため、日本歯科医師会の認定する歯科助手資格認定を目的とした講習会の開催を県内4地区へ委託し、助成金を交付する。

○ 総務部所管

1. アンケート調査

時代に即した質の高い地域医療を提供するため、県内の歯科医師を対象にアンケート調査を定期的実施し、集計結果の分析を行い、報告書を広報機関誌及びホームページ掲載による情報提供を行うとともに経年的な歯科界の動向調査を行う。

2. 資料収集、集計、分析

地域歯科医療の資質向上及び歯科保健普及啓発に資するため、各種団体等が発行する資料を蒐集、分析し、歯科医師及び県民へ情報提供を行う。

3. 潜在（未就業）歯科衛生士再就職支援

歯科医療従事者の確保のため、潜在（未就業）歯科衛生士の再就職支援を目的に研修会（リカバリー研修会）を行う。

○ 地域保健部所管

1. 歯科口腔保健の普及啓発

オーラルフレイル予防に繋がる啓発事業の策定を行う。

2. 科学的根拠に基づくむし歯予防

福岡県下のフッ化物洗口の推進を図る。

3. 成人期の歯周疾患の予防

(1) 歯周病・糖尿病医科歯科連携事業

本会ホームページや歯界時報の活用等にて各郡市区会の実情に応じた情報提供・サポートを行う。

(2) 産業歯科健診実施体制の整備

郡市区会の協力のもと、事業所における歯科健康診断の推進を目指した実施体制の整備を図り、事業所における歯科健康診断の普及啓発を図ることで、成人期における県民の口腔衛生に対する意識の高揚に努める。

4. 高齢期歯科保健推進事業

オーラルフレイル予防の情報収集を行い、会員向け情報の発信を行う。

平成31年度以降は、県民に向けた啓発事業を策定する。(歯科口腔保健に関する知識等の普及啓発等)

5. 定期的歯科健診の推進

(1) 口腔がん検診推進事業

講習会を行い、啓発用のマニュアルの作成を検討する。

6. その他の事業

(1) 障がい者・要介護等の健診・歯科医療の推進

郡市区会での障がい者歯科健診・治療の実施状況を調べ、対応を検討し、障がい者歯科保健推進のサポートを実施する。

(2) 妊産婦歯科健診の推進

妊産婦である期間における口腔状態の維持を目的とし、妊産婦健診の推進を図る。

(3) 災害時の歯科保健提供体制の整備

地域医療介護保険部等と連携して、災害時における歯科保健医療提供体制の構築を図る。

(4) 離島・へき地の歯科保健提供体制の確保

県行政が策定した「福岡県へき地保健医療計画」に基づき、へき地での歯科保健の推進を図る。

(5) 福岡県歯科口腔保健の推進に関する条例に基づく強化推進事業の協力

- ① 歯周疾患予防推進事業への協力を行う。
- ② 口腔ケア定着促進事業への協力を行う。
- ③ オーラルフレイル理解促進事業への協力を行う。

(6) 後期高齢者を対象とした歯科健診事業の協力

広域連合より協力依頼のあった後期高齢者を対象とした歯科健診事業の協力を行う。

7. 研修会等への協力事業

(1) 郡市区地域保健研修会への講師派遣

地域における歯科保健事業の現状とこれからの展開及び「歯科口腔保健の推進に関する法律」や「福岡県歯科口腔保健の推進に関する条例」などについて、講師を派遣する。

8. 郡市区地域保健担当者会

地域保健関係事業に対する意見の交換と研修を行い、地域保健事業の策定に資する。

9. 九州各県地域保健担当者会

九州各県歯科医師会の地域保健担当役員と、歯科保健事業の現状とこれからの展開についての情報交換を行い、各県歯科医師会で実施する歯科保健普及啓発事業や地域保健活動事業に反映するための意見交換を行う。

○ 地域医療介護保険部所管

1. 高齢者、要介護者歯科保健医療推進事業

(1) 要介護者等対応歯科保健医療・介護福祉の推進事業

医師や歯科医師並びに医療・介護従事者等を対象に、口腔ケアに関する知識の向上や要介護者等の口腔機能回復を支援するため等の講習会を実施する。

- ① お口のサポート講習会
- ② 口腔ケア研修会

(2) 在宅歯科医療の推進事業

- ① 在宅歯科医療講習会および口腔衛生管理研修会の実施

(3) 障がい者（児）の歯科保健推進事業

- ① 障がい者歯科地域連携協力歯科医師研修会

障がい者（児）への歯科保健、医療供給のため、関係大学・療養支援センターなどの協力のもと研修会を開催する。

(4) 福岡県口腔機能回復支援研究会事業

- ① メーリングリストの管理・運営

メーリングリストを活用し、会員・多職種向けに情報発信を行い、情報共有を行うとともに、事業の円滑な運営を図り、連携推進の一助とする。

(5) 地域医療連携体制の推進事業

- ① 周術期口腔機能管理講習会の開催

がん患者医科歯科連携の推進を目的とし開催する。

2. 研修会等への協力事業

(1) 郡市区地域医療・介護保険研修会への講師派遣

地域における地域歯科医療事業の現状とこれからの展開及び「地域包括ケアシステム」などについて、講師を派遣する。

3. 郡市区地域医療介護保険担当者会

地域医療介護保険関係事業に対する意見の交換と研修を行い、地域医療介護保険事業の策定に資する。

4. 九州各県地域保健担当者会

九州各県歯科医師会の地域医療介護保険担当役員と、地域歯科医療の現状とこれからの展開についての情報交換を行い、各県歯科医師会で実施する地域包括ケアシステムに向けた普及啓発事業等に反映するための意見交換を行う。

5. その他の事業

(1) 災害時の歯科保健提供体制の整備

地域医療介護保険部等と連携して、災害時における歯科保健医療提供体制の構築を図る。

○ 広報部所管

1. 本会活動報告事業

本会の活動を内外に周知する機関誌「歯界時報」を毎月発行し、最新の歯科医療技術、地域保健、医療安全対策等の各種情報を提供するとともに、会務運営状況を周知し、会員相互の融和と連帯意識の高揚を図る。

(1) ホームページの管理・運営

ホームページを活用し、「一般県民」「医療・介護関係者、多職種の方々」「歯学生、未入会者」及び会員へそれぞれ目的を明確にした各種情報の提供を図る。

(2) 郡市区広報担当者会の開催

広報関係事業に対する意見の交換と研修を行い広報活動事業の策定に資する。

(3) 九州各県広報担当者会

九州各県歯科医師会の広報担当役員と、広報誌や県民に対する歯科保健普及のための広報活動事業についてなどの情報交換を行い、本会のホームページを含めた広報活動に役立てる。

○ 調査研究室所管

1. 会長及び理事会からの調査委託業務を行い、集計結果に対する分析を行う。

V. その他の事業

○ 本会事業

1. 会員表彰式

表彰規則に基づく被表彰者への表彰式を年1回行う。

2. 慶弔見舞事業

会員に対する敬老祝金、弔慰金、火災・災害見舞金等の給付を行う。

3. 収益事業

会員の福祉の増進と医業経営の合理化、本会事業財源の補助的な確保並びに郡市区歯科医師会における事務の合理化に寄与するため実施する。

4. 各種負担金事業

県行政事業及び各種公益団体等への会費等を負担し事業の実施を補助する。

5. 歯科衛生専門学校事業

(1) 教科課程（時間割の編成）、講師の任免、外来講師との連絡調整、介護職員実務者研修資格取得の授業を行う。

(2) 入学考査、進級及び卒業

① 入学希望者に対し試験を行い、入学考査を行う。

② 学科については、每期（前期・後期）の終りに試験を行い、学生の学習状況を調べ判断する。

③ 出席状況や試験等を勘案し、進級や卒業の判定を行う。

(3) 学生の指導教育及び賞罰

① 欠席、遅刻及び欠課が頻繁にある者、また服装、髪型等について清潔で学生らしさを損なう者に対して指導教育する。

② 学業品行ともに優秀で、他の模範となる学生は、褒賞及び授業料を免除する。また学生の本分にもとり、または学則に違反した行為のあった場合は、これを懲戒する。

③ 介護職員実務者研修資格の認定書を交付する。

(4) 教材の整備

備品、実習材料等の購入の他、図書の購入を行い、教材の整備を図る。

(5) その他学生の教育に関する重要なこと

校外活動について、計画の策定、引率、監督、助言、指導を行う。

臨地実習、巡回臨床実習、介護職員実務者研修臨地実習、学年合同研修会、学年合同体育大会、接遇研修、2年生研修旅行

6. 歯科衛生士養成機関助成事業

3年間の修業により歯科医療人としての素養を高める教育を行い、歯科衛生士の国家試験に合格させ、卒業生を県下の歯科医院に就職させる歯科衛生士養成機関に対し、助成を行う。

○ 総務部所管

1. 新入会員研修会

新入会の歯科医師を対象に、医療安全対策、産業廃棄物処理及び保険診療等に関する研修会を実施する。

2. 入会促進対策

未入会者対策について郡市区入会勧奨担当者と意見交換を行い入会勧奨の推進を図る。また法人理事長が会員である未入会分院の入会勧奨を行う。

3. 推薦講師との協議会

博多メディカル専門学校の講師として各歯科診療所の歯科医師を推薦しており、その講師との今後の研修方針等について協議を行う。

4. 全国歯科衛生士教育協議会九州地区会への出席

全国歯科衛生士教育協議会に加盟する九州地区の歯科衛生士養成校が参加し、教育の向上と学校の円滑なる運営を図るため、各校間の情報交換を行う。

5. ニュースレターの発行

各部における重要事項や急を要する内容について、情報提供として会員へ直接送付する。

○ 学術部所管

1. 生涯研修セミナー

全国において同水準の歯科医術を提供できるように、日本歯科医師会と共催でセミナーを実施する。

九州地区においては、毎年各県歯科医師会で輪番により実施しており、本年度はDVD研修を実施する。

○ 医療管理部所管

1. 福岡県警察への協力

防犯（生活安全）活動・暴力団追放運動・飲酒運転撲滅に関する協力を行う。

2. 国税局管内税務指導者協議会

適正な医院経営に基づく安定した歯科医療の提供を行うため、福岡国税局の指導を受けるとともに、国税局管内の佐賀県、長崎県歯科医師会との意見交換を行うため協議会を実施する。福岡県、佐賀県、長崎県の歯科医師会において、必要に応じ開催する。

3. 往診時駐車禁止除外申請講習会

警察関係者と連携して、往診車両の駐車禁止除外申請に伴う交通安全講習会を行う。

4. 歯科医院経営の改善対策及び知識の普及事業

経営について、研究、指導を行う。また、歯科医業経営合理化を主眼とした記帳指導を行い、併せて青色申告による税務一般の知識普及を図るとともに、嘱託税理士（公認会計士）により税務相談を行う。

5. HIV感染者歯科診療ネットワーク構築

会員へHIV感染事情等に関する情報を提供するとともに、エイズ治療中核拠点病院などを支援し、地区の行政、歯科医師会と協調することで患者紹介システム（ネットワーク）を構築して、HIV感染者の歯科診療環境を整備する。

○ 医療安全対策部所管

1. ヒヤリ・ハット（インシデント）に関する調査研究

医療事故防止のために歯科診療所におけるヒヤリ・ハット（インシデント）事例の研究を行う。

○ 医療保険部所管

1. 歯科医療保険普及事業

県民が常に安心して適正な保険診療を受けられる環境づくりのため、医療保険制度の解釈等の情報提供及び指導を行い、診療の適正と向上を図る。

(1) 本会主催の研修会等

① 郡市区医療保険担当者会（年2回開催）

② 医事行政・関係団体等との連絡協議会

1) 各種審査委員との連絡協議会

2) 関係団体との連絡協議会

3) 支払基金・国保連合会の審査の適正化

③ 郡市区社保講習会への講師派遣

④ 郡市区歯科医師会の医療費請求事務に対する助成（福岡県委託事業）

(2) 他団体への協力

- ① 個別指導・監査等への立ち会い
- ② 福岡県社会保険協会への協力

(3) 保険診療情報の適切なる会員への伝達

① 歯科保険診療テキストの発行

診療報酬改定に伴う「歯科保険診療テキスト」を作成し、会員の保険診療の適正化と向上を図る。

② 疑義解釈等の蒐集と会員への迅速な伝達

- 1) 疑義解釈の検討と資料の蒐集を行い、会員へ伝達を要する事項は保険ニュースに掲載発行するとともに、早急な伝達方法として、会員用ホームページの積極的な利用を図る。
- 2) レセプト審査上の問題点を掌握し、基金・連合会の審査上差異の解消を図る。

③ 保険診療に関する諸情報の伝達

- 1) 保険診療に対する解釈等の伝達を要する事項をまとめ、医療保険だよりの発行を行う。
- 2) 主な会議の内容及び伝達を要する事項をまとめ、歯界時報及びホームページに掲載し会員への周知徹底を図る。

(4) 保険診療に関する相談・苦情の処理

相談・苦情の処理（各部・室との連携）

(5) 歯科診療報酬改定説明会

歯科診療報酬改定時に九州厚生局の共催依頼に基づき、適切かつスムーズな保険改定を実施することを目的に、診療報酬改定説明会を開催する。

(6) 九州各社保担当者会

九州各県歯科医師会の医療保険担当役員と、医療保険制度の解釈等に関する意見の交換と研修を行っている。

(7) 社会保険指導者研修会への出席

厚生労働省及び日本歯科医師会共催の社会保険指導者研修会に出席して得た内容について、歯界時報または郡市区社保講習会等を通じて周知を行う。

○ 広報部所管

1. 情報伝達システムの構築

会員への情報伝達システムの構築を推進する。